

北本市自治基本条例の検証について（答申）

令和４年４月２０日

北本市自治基本条例審議会

1 はじめに

平成22年4月1日に、北本市民が主役となってまちづくりを進めるための基本的なルールを定めた北本市自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）が施行された。この条例は、市民と行政、議会により議論・検討を重ね作り上げられたもので、「市のまちづくりの最高規範」として位置づけられている。

自治基本条例第26条に基づき設置された自治基本条例審議会（以下「審議会」という。）は、自治基本条例に位置づけられている必要な制度等の整備が進められているか等、適切な運用に関して調査審議を行うと定められている。市長からの諮問（令和2年8月26日付け北行行発第47号）に基づき、以下のとおり検証結果を取りまとめた。

＜市長からの諮問事項＞ 令和2年8月26日付け北行行発第47号
本市におけるまちづくりの基本原則を明らかにするとともに、まちづくりに関する基本的な事項を定めた北本市自治基本条例について、経年による形骸化や新しい時代においても、誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちの実現に資するものとなっているかの検証

2 審議会における審議の方針・経過等

(1) 審議の方針

審議会では、諮問事項について、以下の観点で4回にわたり審議を行った。

ア 自治基本条例に定めた市民参画・協働や地域における公益的活動への支援等、住民自治の確立に向けて市長等の取組を位置づけた各条項が、経年により形骸化せずに機能しているか。

イ デジタル技術の革新等による時代の変化の中で、誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちの実現のために、新しい視点が必要か否か。

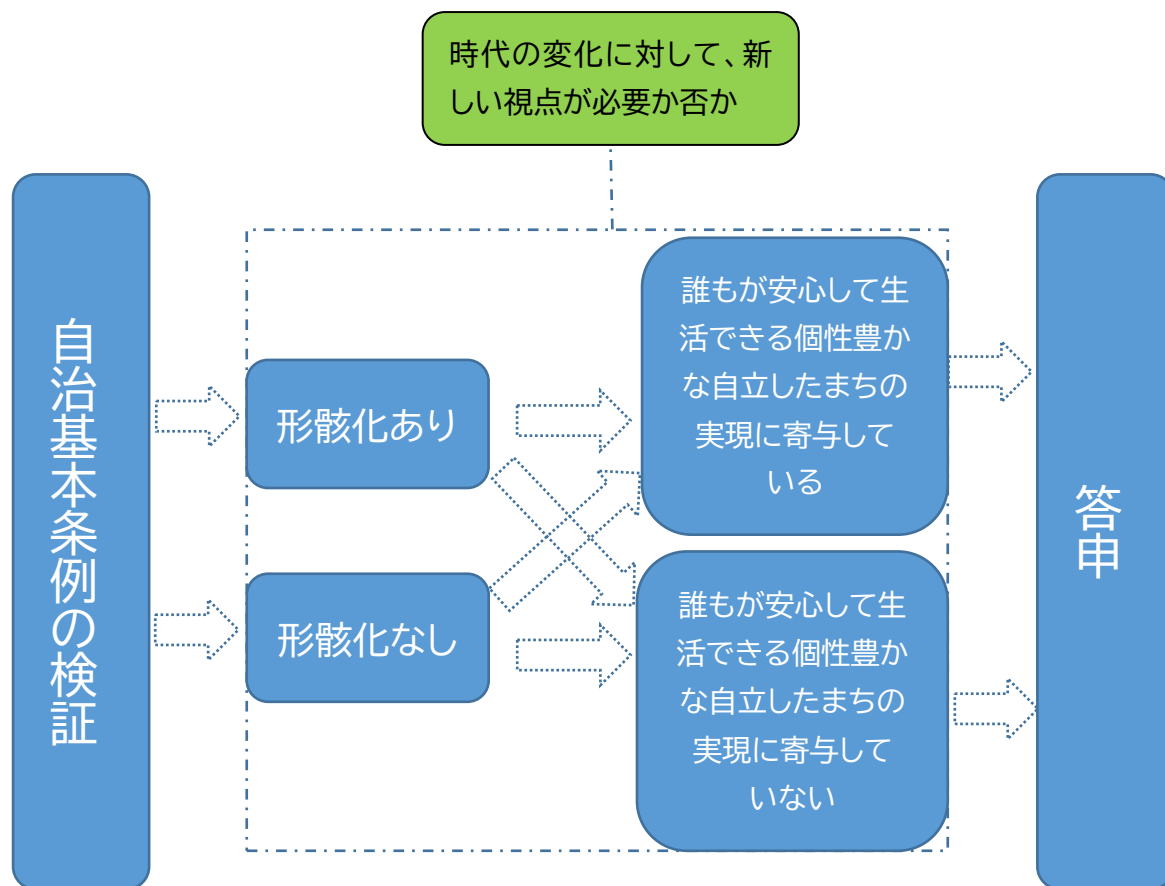
(2) 審議の経過

審議会では、自治基本条例の制定過程における議論の内容から制定趣旨の確認を行うとともに、各条項に基づく条例や制度、市長等が実行する計画や施策等について、「(1)審議の方針」で示した2つの観点から検証を行った。

○北本市自治基本条例審議会開催状況

	開催日	審議事項
第1回	令和2年8月26日	・会長、副会長の選任について ・北本市自治基本条例の検証について（諮問） ・北本市自治基本条例について
第2回	令和3年4月13日	・北本市自治基本条例の意見及び各条検証（前文から第15条まで）と各条に対する本市の取組状況について
第3回	令和3年5月24日	・北本市自治基本条例の意見及び各条検証（第16条から第27条まで）と各条に対する本市の取組状況について
第4回	令和4年3月24日	・北本市自治基本条例の検証について（答申）（案）

○各条項の検証のフロー



3 審議のまとめ

各条項における審議の結果は次の表のとおりである。

条項	見出し	①形骸化 の有無	②新しい 視点の 要否	③特記 事項
	前文	無	否	無
第1章 総則				
第1条	目的	無	否	無
第2条	この条例の位置付け	無	否	無
第3条	定義	無	否	無
第2章 まちづくりの基本原則				
第4条	まちづくりの基本原則	無	否	無
第3章 まちづくりの主体の責務等				
第1節 市民				
第5条	市民の権利及び責務	無	否	無
第2節 議会				
第6条	議会の責務	無	否	無
第7条	議員の責務	無	否	無
第3節 市長等				
第8条	市長の責務	無	否	無
第9条	他の執行機関の責務	無	否	無
第10条	職員の責務	無	否	無
第4章 市政運営				
第11条	総合計画等	無	否	無
第12条	行政評価	無	否	無
第13条	行政手続等	無	否	無
第14条	説明責任	無	否	無
第15条	財政運営及び財産管理	無	否	無
第5章 情報共有				
第16条	情報の公開及び発信	無	否	有
第17条	個人情報の保護	無	否	無
第6章 参画及び協働				
第18条	参画及び協働の推進	無	否	無
第19条	附属機関等の委員の選任	無	否	無
第20条	パブリック・コメント手続	無	否	無
第21条	意見、要望等への対応	無	否	無
第22条	コミュニティの活動の支援	無	否	有
第23条	公益的活動の支援	無	否	無
第24条	住民投票	無	否	無

第7章 他団体との連携及び協力				
第25条	他団体との連携及び協力	無	否	無
第8章 実効性の確保				
第26条	北本市自治基本条例審議会	無	否	無
第27条	この条例の検証及び見直し	無	否	無
附則		無	否	無

表で示したもののうち、「③特記事項」「有」としたものについて、自治基本条例の運用上留意すべき点として審議会に出された意見を以下に挙げる。

(1) 第16条「情報の公開及び発信」について

自治基本条例の施行から10年以上が経過し、市民の関心の低下が考えられることから、住民自治の原点に立ち返るため、本条例の各章に位置づける「まちづくりの主体の責務等」「市政運営」「参画及び協働」等の規定内容や取組を市民に積極的に伝えることが重要である。

このため、第16条「情報の公開及び発信」に基づき広報紙やパンフレット等の更新、配布、公開により自治基本条例の周知、啓発に取り組まれない。また、その際には、デジタル技術の活用による情報共有の迅速化を積極的に図っていただきたい。

(2) 第22条「コミュニティの活動の支援」について

住民の核家族化が進むとともに、自治会に加入する世帯が減少傾向にあることから、地域における活動の持続が担い手の不足等により困難となっている背景を踏まえ、全ての住民が地域での課題を自分ごととして捉え、住民同士が積極的に連携して解決していくことが今後においてますます重要となってくる。

市長等については、第22条「コミュニティの活動の支援」に基づき、こうした取組の機運を醸成するとともに、各コミュニティにおける活動について適切な支援に取り組まれない。

4 検証の結果について

諮問事項に基づき検証を行った結果、現時点では経年による形骸化は見られず、新しい時代においても、誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまちの実現に資するものであるとの結論に至った。

このことについては、各条項に基づく市長等の取組を検証した結果、自治基本条例に基づき「北本市市民参画推進条例」、「北本市協働推進条例」をはじめとした各条例が制定されたほか、本審議会をはじめとする附属機関等の開催やNPO法人との連携による事務事業の実施

等、住民自治の機能が整備され適切に運用されていることから、形骸化は見られないものとする。

また、デジタル技術の革新により、行政手続の利便性向上や効率化が求められる時代が変化する中においても、自治基本条例に基づき「北本市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」等の条例が機能し、行政手続のオンライン化に向けた取組が進められていること等から、新しい時代に柔軟に対応できる内容となっている。

最後に、条例や規則は時代の変遷とともに現実の社会と乖離するため、今後見直しが必要となった際には、自治基本条例についてもその前文に定める「誰もが安心して生活できる個性豊かな自立したまち」という言葉を鍵として、時代に即した条例となるように検討されたい。